

令和4年度 第2回静岡県環境審議会水循環保全部会 会議録

日 時	令和4年11月24日(木)午後2時から午後3時15分まで
場 所	県庁別館8階第1会議室A
出席者 職・氏名	<p>委 員(敬称略、五十音順)(8名) 浅見 佳世、今泉 文寿、絹村 敏美、蔵治 光一郎、田中 博通、谷 幸則、 藤川 格司、山川 陽祐</p> <p>事務局(県側出席者)(5名) くらし・環境部環境局水資源課 太田課長、紙谷課長代理、深澤班長、石橋主幹、小長井主任</p>
議 題	1 水源保全地域の指定
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度第2回静岡県環境審議会水循環保全部会 次第 ・静岡県環境審議会水循環保全部会 委員一覧 ・座席表 ・水源保全地域の指定 【資料1-1】 ・水源保全地域の指定について(報告)(案) 【資料1-2】 ・流域水循環計画の策定流域区分設定に係る調査について(照会) 【資料2-1】 ・令和4、5年度の取組予定 【資料2-2】

1 議事

水源保全地域の指定 【資料1-1,1-2】

2 報告事項

流域水循環計画策定流域の設定案 【資料2-1】

今後の予定、その他 【資料2-2】

2 審議内容

事務局

ただ今より、第2回静岡県環境審議会水循環保全部会を開催いたします。本日の司会を務めます、水資源課課長代理の紙谷です。よろしくお願いいたします。

本日の部会は、委員9名中、現時点で7名の方の御出席をいただいておりますので、静岡

県環境審議会条例第6条第2項の規定により、部会が成立していますことを御報告いたします。なお、谷委員については、所用につき午後3時頃から途中参加となる予定です。

それでは、次第に従い進めてまいります。開会に当たり、水資源課長の太田より御挨拶を申し上げます。

水資源課長

くらし・環境部水資源課長の太田でございます。

委員の皆様方には、御多忙の中、令和4年度第2回静岡県環境審議会水循環保全部会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

9月8日に開催いたしました第1回の会議では、静岡県水循環保全条例の概要と当水循環保全部会における審議事項であります水源保全地域の指定につきまして、事務局から御説明申し上げました。その際に、委員の方々から御意見や御提言をいただいております。

また、これまでに市町長や河川管理者からの御意見等も伺っております。本日は、これらの御意見や御提言を踏まえ、水源保全地域の指定やその考え方につきまして、事務局から御説明致しますので、御審議をお願い申し上げます。本日は、よろしくお願いたします。

事務局

ここからの議事進行については、蔵治部会長をお願いいたします。

蔵治部会長

蔵治でございます。それでは、次第に従いまして議事を進めます。よろしくお願いたします。次第の3、議事についてであります。諮問事項である「水源保全地域の指定」について審議を進めていきたいと思っております。では、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

水資源課の石橋です。よろしくお願いたします。それでは、今回の諮問事項である水源保全地域の指定について、事務局より御説明いたします。

まず、前回のおさらいになります。水循環保全条例第16条第1項において、「水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域」を水源保全地域として指定することが規定されています。県の水源保全地域の指定方針として、地域森林計画対象林、いわゆる5条森林を水源保全地域として指定する案を提示しました。

森林のうち国有林は、国が所有している森林であり、国により管理及び処分が適正に行われていることから、地域森林計画対象外民有林は、森林法第5条で「森林として利用することが相当でない民有林」と定義されており、そのような森林には水源涵養機能は期待されていないことから、これらの区域を除いた5条森林を指定するものです。

第1回の審議会では、市町からの意見に対する県の考え方を示し、委員の皆様から御意見をいただいたところであります。今回は、前回いただいた御意見を踏まえて、県の考え方を一部修正したので報告します。また、9月から10月にかけて行いました河川管理者及び市町の長への意見聴取の結果を報告するとともに、県の考え方を示します。

それでは、第1回部会の審議内容を踏まえた県の考え方の再検討について説明します。ま

ず、地域森林計画と土地利用の現況の不一致についての再検討です。

市町から現況明らかに水源涵養機能を有していない箇所は、対象から除外すべきという意見がありました。第1回部会では、こうした地域は本来、地域森林計画の対象区域から除外されているべきであるが、実際に地域森林計画から除外されていない区域があり、そうした地域は運用上届け出を求めないこととするという考え方を示しました。

また、水源涵養機能を有している現況森林は、地域森林計画外であっても対象とすべきという意見がありました。

第1回部会では、耕作放棄地化した農地など、水源涵養機能を有する森林であることが考えられるが、個別の民有林について、どの森林が水源涵養機能を有するかを調査して、水源保全地域に指定していくことは、実務上対応困難であると回答しました。この2点に関して、蔵治部会長から地域森林計画の変更のタイミングは何年おきであり、変更の際に、地域森林計画と土地利用の現況の不一致の解消について精査しているのかとの御指摘があり、事務局で確認することとしていました。

御指摘いただいた内容について、事務局で確認しました。地域森林計画の変更は、年1回行われています。林地開発の許可を受けて開発された区域や伐採及び伐採後の造林に関する届出により、伐採後の森林以外の用に供する区域を除外する作業を行います。除外の状況は、毎年各市町が異動表として整理しており、異動表の提出を受けた県が森林簿及び森林計画図を変更します。以上が通常の5条森林の変更手続きとなります。

これに加えて、県では地域森林計画対象森林の精度向上に取り組んでいます。転用されていますが、5条森林に含まれたままとなっている箇所について、GISを用いたラスター解析により把握を行い、これまでに生じた地域森林計画と土地利用の現況の不一致を修正しました。これにより、転用状況を把握できていない箇所はごくわずかとなりました。

次に、荒廃農地が森林化した箇所の5条森林への編入についてです。なお、これまで「耕作放棄地」という表現を使用してきましたが、以下の説明では、毎年行われる調査の結果に基づき、客観的に荒廃しているとみなされた農地を示す「荒廃農地」という言葉を使用します。荒廃農地化した農地のうち、再生不可とみなされた農地の一部は地目変更し、林地化する手続きが行われています。林地化された荒廃農地は、森林調査の作業手順書の「新たに5条森林に編入する場合の手続き」等に基づき、森林として利用可能な箇所かどうかを十分調査した上で、5条森林に編入することが検討されています。

このように、開発済みの森林については、毎年1回、5条森林から除外する処理がされており、また、精度の向上も図られています。このため、5条森林の中で、水源涵養機能を有していない箇所は、ごくわずかであるので、運用面での対応が可能であると考えています。また、後に説明する市町の長の意見の中にも、具体的に5条森林内で現況宅地になっている箇所を除外すべきという意見はありませんでした。これらを踏まえて、現況が明らかに水源涵養機能を有していない箇所、現況が宅地や道路等になっており、森林でない区域については、条例の運用上、届出を求めないこととする、前回お示しした考え方を維持したいと考え

ております。

また、地域森林計画対象外民有林のうち、水源涵養機能を有する可能性がある箇所、特に林地化した荒廃農地については、個別に調査して水源保全地域に指定することはしません。なお、今後、非農地化された農地が5条森林に編入された場合、その地域は水源保全地域に追加指定していきます。

次に、山間部の水田を区域に含めることに関する再検討です。水田も雨水の涵養に資するため、山地の水田地域も区域に含めていただきたいという市町の意見に対しては、第1回部会で、水田は冬期の水源涵養が期待できないこと、転用抑制について農地法や農振法の許可が必要であること、各市町の農業委員会が行う農業振興地域の除外状況を逐一把握することは困難であることを説明しました。

これに対しては、絹村委員からは水田の水源涵養機能は冬期も存在する、農地の取引や開発行為については、農地法・農振法で許可制となっているので、水田は水源涵養機能が低いという説明より、農地は農地法等で規制されているという説明をした方がよい、という御意見をいただきました。

また、蔵治部会長からは、森林と水田の水源涵養機能の優劣をつけることは馴染まないという御意見をいただいております。

いただいた御意見の内容について、再度検討しました。森林の水源涵養機能については、前回説明申し上げましたとおりです。水田も水の貯留や水面からの蒸発等による洪水緩和や地下浸透による地下水の涵養、浸透する際の水質の浄化等の機能を有しています。このように、森林だけでなく水田も水源涵養機能が期待され、また、貯留や浸透の機能については、冬期にも期待できます。

次に、農地と森林における規制の観点から検討します。5条森林の区域における土地取引については、土地売買等の契約後90日以内に、土地の買主等が自らが所有者となった旨を届け出る事後届出の制度が、森林法第10条の7の2において定められております。農地における土地の所有権移転においては、全ての農地において、農地法第3条の許可が必要となります。水循環保全条例では、水源保全地域内において土地の売主等に事前に届出を求めることとしており、森林法よりも規制の態様が強い一方、農地法における許可制よりは規制の態様が弱くなっています。

5条森林の区域における開発行為については、開発面積が1haを超える開発行為の際、森林法第10条の8の林地開発の許可が必要となりますが、1ha以下の開発に関しては、いわゆる伐採届による届出制となっています。農地における土地の所有権移転については、全ての農地において、農地法第4条、第5条の許可が必要となります。また、農業振興地域、農用地区域の農地については、農業の振興に関する法律第15条の2において、開発の許可が必要となります。水循環保全条例では、水源保全地域内において、2月前までの事前の届出を求めることとしており、農地法における許可制よりは、規制の態様が弱くなっています。

また、1haを超える開発行為に関しては、森林法よりも規制の態様が弱くなっています。

一方、1 ha 以下の開発に関しては、森林法、水循環保全条例とも届出制ですが、水循環保全条例は伐採届よりも1 ヶ月早く届出書の提出を求めています。また、伐採届には伐採後の土地の用途を記載するのみであるのに対し、水循環保全条例では、開発の内容について詳述することや図面の添付を求めることとしている点で、伐採届よりも開発内容に焦点を当てた規制の内容になっております。

これらを踏まえて、前回の市町担当課意見に対する県の考え方を修正します。水田地域は、冬期には水源涵養機能が低いという考え方を示していましたが、時期によらず、また、森林と同様に水源涵養機能を有していることから、「水源地域も洪水防止や地下水涵養等の水源涵養機能を有している」と修正します。

また、土地取引や開発行為について、農業振興地域農用地区域の変更、除外を把握することが法令上運用困難としていましたが、「農地法第4条及び第5条や農業振興地域に関する法律第15条の2により、転用、開発行為において許可が必要である。届出制よりも厳しい規制態様となっているため、水源保全地域の区域には含めない」と修正します。

最後に、市町意見に関連する御意見以外に、山本委員から2点御意見をいただきました。

1点目は、「農地の遊休化を防いでいるような地域に関して、具体的な支援策や遊休化を防いで水源の保全を促進するような施策が見えるよう説明があるとよい」という御意見です。先ほど補足で述べたとおり、荒廃農地の5条森林への編入が検討されており、これにより5条森林となった区域は、水源保全地域に指定していきます。

2点目は、「水源涵養機能については、傾斜農地等の果たす役割も非常に重要であるため、水源保全地域に指定することは重要ではないか」という御意見です。「山間部の水源を区域に含めることについての考え方」のところで御説明申し上げた内容と重複しますが、農地転用や開発行為を規制する農地法や農振法は、本条例の届出制よりも厳しい規制態様となっていることから、傾斜農地は水源保全区域には含めない考えです。しかし、傾斜農地等の持つ水源涵養機能を含む多面的機能の保全は非常に重要なため、流域水循環計画に位置付けて推進していきます。以上が、第1回部会を踏まえた県の考え方の再検討に関する説明となります。

次に、河川管理者、市町長への意見聴取の結果について説明します。条例第16条第2項に規定されている関係する河川管理者及び市町の長の意見聴取を9月から10月にかけて実施しました。

意見聴取の結果、河川管理者のうち一級河川の管理者である国土交通省関東地方整備局長及び中部地方整備局長から、指定の案に異存なしとの回答があった上で、下の青枠に示す2点の意見が提出されました。一級河川の指定区間及び二級河川の管理者である静岡県知事、二級河川の指定区間の管理者である静岡市長及び浜松市長からの意見はありませんでした。県内35市町の市町の長のうち、熱海市長、函南町長及び掛川市長から意見が提出されました。その他32市町の長からの意見は、ありませんでした。

なお、国有林野管理者の意見聴取に関してですが、今回の水源保全地域の指定案では、国

有林を水源保全地域に指定していないことから、林野庁は「関係する国有林野の管理者」に該当せず、意見聴取はしないこととしました。これについては、林野庁静岡森林管理署と協議済みです。

熱海市からの意見です。図に示す から について、水源を保有しているにも関わらず、水源保全地域に指定されていないため、水源保全地域として指定を求めるといふものです。

県の基本的な考え方として、水道水源そのものを保全するのではなく、これらの水道水源の水量や水質を担保している近傍の森林を保全することとしています。今回の指定案により、 以外の場所は水源の上流部の森林が水源保全地域として指定されている、又は国有林であるため、現在の指定案により、これらの水道水源も保全されると考えています。

のうち、下流側の水道水源については、周辺に5条森林がない状況も見受けられますが、水道水源の北東側がゴルフ場、北側に都市公園等があるなど、既に開発されているため、水源保全地域の指定には適さないと考えています。なお、 、 が欠番となっておりますが、ここに関しては詳細に調査した結果、熱海市から意見を取り下げる旨の報告がありました。

函南町からの意見です。図に示すように、都市計画区域と重複する箇所については、程度の大小を問わず届出が義務化され、町民に過度な負担が生じるおそれがあるものと思慮する、といふものです。

都市計画区域の用途地域の辺縁部と5条森林が重複している箇所が存在します。しかし、これらの5条森林は都市計画区域外の森林と連続しており、一体で水源涵養機能を有していることが考えられるため、水源保全地域として指定する考えです。

掛川市からの意見です。なお、今回の意見照会は、水源保全地域の指定案を地図上に示し、それに対する各市町長の意見を求めたものでしたが、掛川市からは一般的な意見として、下記の2点が示されました。

1点目は、山間部の沢水を水源とする簡易水道や飲料水供給施設等にとって、水源涵養林と水源の関係は密接であるので、水源保全地域の指定に当たっては、現在の水源林の状況を鑑みる必要がある、という意見です。第1回部会で説明したとおり、5条森林を水源保全地域に指定することで、県内の私有林の大部分が水源保全地域に指定されます。このため、簡易水道や飲料水供給施設等の上流又は近傍に存在する水源林も水源保全地域に指定されると考えています。

2点目は、水源涵養機能を有していない地域森林計画対象私有林も含め、5条森林全域を水源保全区域として指定する案となっているが、土地取引の届出や開発行為の届出等、一定の制限が土地所有者に課せられるため、区域指定は十分な調査を行った上で、水源涵養機能に影響のない箇所は除外すべきと思慮する、という意見です。

これについての県の考え方は、既に第1回部会で示したとおりで、本日のスライド8番にも示してあります。

最後に今後のスケジュールです。今回の審議で結審となった場合、審議結果を蔵治部会長から環境審議会会長に文書で報告します。

報告書案は、資料1-2としてお示ししており、後程、御説明申し上げます。今回の審議結果は、書面で審議会会長から審議会委員に御報告いただくとともに、知事に答申します。

なお、1月に開催される環境審議会において、改めて蔵治部会長から審議会委員に審議結果を報告していただきます。1月に水循環保全本部を開催し、協議した上で、一般への公告縦覧を行い、3月末に水源保全地域を告示する予定です。これをもって、令和5年度から届出制度が運用開始となります。以上で、事務局からの説明を終わります。

蔵治部会長

説明ありがとうございました。それでは、今の説明に関して、委員の皆様から御意見、御質問をお伺いしたいと思います。どなたからでも結構でございます。

今泉委員

今回の条例で事前に届出をすることになるとは思いますが、もし届出があった後に、その土地利用が水源の保全に対して適切でない判断される場合は、何か措置を取ったり、指導をしたりするのでしょうか。

事務局

届出制度につきましては、土地取引と開発行為の2種類があります。土地取引については、事前にどこでどのような目的でということ、私どもの方で事前に把握して指導の要否について判断できるようになっています。

開発につきましても、その開発行為に着手する2ヵ月前までに届出をしていただきますが、その周辺に対して何らかの影響があると予測される場合には、その影響を軽減する対策を届出書と一緒に出してもらう様式の中に書いていただくこととなります。その中で、必要に応じて現地調査等をいたしまして、他法令等に抵触しない、明らかにこれは水源保全に対して非常に悪影響を及ぼすものではないということであれば、あくまでも届出という趣旨のものであることから、概ねそういった措置等が考えられていれば、その届出は受理することとなります。部局横断で事前にその情報を共有しますので、適切に指導していきたいと考えております。

今回の条例は、いわば既存の規制の網がかからない所をメインとしていますので、この部分についてしっかりと県で情報を把握して他部局と連携しながら水源保全地域の水源を保全していく、適正な土地利用を図っていくという趣旨でございます。

今泉委員

では、この条例としては事前に取引や開発を把握するのが目的で、その他については他部局や他法令との兼ね合いで、適切な対処をしていくというわけですね。分かりました。

事務局

まず、事前に情報をキャッチすることが主たる目的になります。

絹村委員

今回の内容については分かりましたけれども、農地の関係では、農地法、農振法の規制の網がかかるわけですが、農地法、農振法の目的と今回の条例の目的というのは必ずしもイコ

ールではないという部分がありますので、運用を開始した後にこの条例上の支障があるというふうな状況が見えた場合、水源保全地域を変更するという事も考えていただけるとありがたい。

農地法は、営農に支障があるかどうかという確認なので、必ずしも水だけを守ろうという話ではございません。ただ行くことは同じなので重なる部分は大きいけれども、もし必ずしも重ならない部分が出てきた場合、フォローしながら運用していただきたいと思います。

事務局

絹村委員のおっしゃるとおり、農地法と農振法は農業振興や農業の生産性向上を図る目的で、土地利用を規制しています。私どもは今回、水源保全地域について、水源涵養機能のある5条森林を水源保全地域として指定するので、厳密に言うと合致しない部分もあると思います。

ただし、水源保全地域として指定していくのは、これまで申している地域森林計画対象森林を主体と考えていますが、山本先生からのお話にもありますように、棚田や傾斜農地等も水源涵養機能を持っていたり、周辺の保全に資している部分もあります。届出制度を運用する中で、農地についてもう少し考慮した方がいいような所が出てきた場合は、水源保全地域の指定の考え方について精査し、必要に応じて見直しを考えていきたいと思っております。

蔵治部会長

確認ですけれども、現在検討されている地域の指定に関しては、そこに農地が含まれるということはないということでしょうか。

事務局

5条森林地域の中には地目が農地という所はあります。

絹村委員

そういう場所ではなく、前回議論した山間地の農地について、農地法と農振法を適用しながら運用した中で支障がもし出た場合には、やはり水源保全地域に指定するという方向も検討していただけるとありがたいという意味合いです。今回のこの内容についてということではございません。もしも何かあった時に農地を水源保全地域に指定しないことで水源保全に問題が発生するような場合には、という意味合いですので、先の話ということで御理解いただければと思います。

蔵治部会長

分かりました。ただ、今の説明ですと可能性としては、このやり方でも5条森林になったにも関わらず現況が農地であるような土地があり得ると。で、そういう所では、実際に農地に関する規制が農地法、農振法の下で行われているので、この範囲に含めてもそれに緩い規制をかけるだけなので、特段の意味は無いということによろしいですか。

事務局

はい。

蔵治部会長

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

藤川委員

森林計画の森林の水源保全地域の指定ではありますので、その GIS のラスタ解析、NDVI と呼ばれていますが、それは森林か森林でないかというだけの区別をしているのですか。それとも、今、言われたような水田なども全部解析して、静岡県全域の土地被覆図を全部空白なしで作ってあるという意味合いなののでしょうか。どれぐらいの精度で作っているのか。

事務局

これは、森林部局が過去に行った解析ですが、森林か森林でないかというところだけに着目しております。この画像が資料 1 - 1 の 6 ページでは見にくかったかもしれませんが、従来ですと、例えば 5 条森林の中で木が生えていない場所を目視で確認して、図面に落とし込んでいましたが、ラスタ解析で森林になっていない所を自動的に抽出して詳細を確認しながら、図面に伐採してしまった場所や伐採後に造林する予定のない場所等を落とし込み、解析を行ったものであります。

農地でここに載ってくる場合は、例えば、冬に耕作されていなくて茶色になっている場所だったらもしかしたら抽出されている可能性があります。ただ、そこに関しては、ある程度は森林部局の方で精査をして、弾くものは弾いているかと思いますが、精査し切れていない部分もほんの若干はございましたので、そういった所もあるかも知れません。

藤川委員

では、空白はないのですか。

事務局

5 条森林の部分を解析調査しているわけで、県全体の話ではないです。5 条森林として登録されている区域について、この解析をしたというお答えになります。

藤川委員

そうすると、5 条森林の範囲においては空白は全然無いと。

事務局

そうです。

蔵治部会長

未把握箇所という言葉がありますけど、どういう意味ですか。

事務局

結局、画像で解析しているものですから画像が不鮮明だったりすると、現地に行かずに解析すると、把握しきれないところがあります。そういう意味です。

蔵治部会長

つまり、それが伐採跡地なのか、土地転用なのかみたいな区別が難しいとかそういうことでしょうか。

事務局

伐採跡地については、森林部局の方で把握していますので、抽出して伐採跡地であれば5条森林のままとするという処理がされております。本当に不鮮明で、例えば建物が建っているのか分からないような場合になるかと思えます。

蔵治部会長

はい、ありがとうございます。では、他にございますでしょうか。オンラインの方も、もしあれば挙手でも手を挙げるボタンでも、いいのでお願いします。

浅見委員

質問はございません。

蔵治部会長

田中委員はいかがですか。

田中委員

ないです。

蔵治部会長

質問が尽きたと思いますので、締めさせていただきます。それでは、続いて資料1-2の環境審議会への報告案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、審議会報告案について説明します。資料1-2を御覧ください。令和4年9月6日付け環水策170号により環境審議会に諮問された水源保全地域の指定については、水循環保全部会に付託され、2回にわたり審議を行いました。

委員の皆様におかれましては、それぞれの専門分野の知見を踏まえた御意見をいただき、ありがとうございました。審議の結果、別図のとおり、森林法第5条第1項の地域森林計画の対象とする森林の区域を水源保全地域として指定することが適当であるとの結論になりました。

静岡県水循環保全条例第16条第1項において、知事は「水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域」を、水源保全地域として指定することができる」と規定しています。水源の保全のためには、水源涵養機能を有する地域において乱開発を防止するなど、適正な土地利用の確保を図る必要があります。

森林は、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して、洪水の緩和や流量の安定に寄与するとともに、雨水が森林土壌を通過することにより、水質を浄化する機能を有していることから、水源涵養機能を有しています。そこで、地域森林計画（森林法第5条第1項）の対象とする森林の区域（森林法第5条第2項第1号）を水源保全地域として指定します。

なお、森林のうち上記の区域以外の森林として、「国有林」と「地域森林計画の対象外の民有林」がございます。「国有林」は国が所有、管理していることから「地域森林計画の対象外の民有林」は、森林として利用することが相当でないと認められる民有林であることから、いずれも水源保全地域には指定しないこととします。

以上を静岡県環境審議会会長に報告します。

蔵治部会長

ありがとうございました。

この資料1-2が報告案ということになっていますけれども、これについて何か御意見、御質問等あれば挙手をお願いします。

この審議会報告の構成や表現の詳細については、部会長一任として出すと言うことも含めて、御審議いただきます。

皆さんの御判断をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

田中委員

ちょっと一ついいですか。審議会会長への報告ですが、下から7行目、「雨水が森林土壌を通過することで水質を浄化する機能を有しており」とあります。浄化というと本当にきれいにするというので、第1回目にも言いましたが、溶質や物理科学的な作用によって養分が出てくわけですね。ただ本当にH₂Oだけだったら、何も役に立たない水になってしまうわけで、その部分を何かうまく表現できないでしょうか。

ただ浄化するというと、ここを通ればきれいになるというような濾紙に通すイメージしかない。だけど、水の動き本来の降った雨が流出してくる中には、養分の部分がやはり大事です。それは本当に大事なことであって、そこら辺を考えるためには森林の持つ役割とか、葉っぱが落下して、その朽ちた中でもフミンができてからフルボ酸になるという非常に大きな意味があり、深く考えた方がいいのかなと思います。

ただ浄化という言葉だけでは、あまりにも情けないというか、軽いようなイメージですけど、どうでしょうかね。

蔵治部会長

はい。おっしゃっていることは私もよく分かりましたけれども、何か適切な代案があればということですね。

藤川委員

難しいです。ちょっと考えても出てこないなと思って。

今泉委員

例えば、水質を維持する機能。

蔵治部会長

いや、水質は変化はすると思うので、変化なんだけど、いい方向の変化というか。

藤川委員

そうですよ、追加するというね。いわゆるミネラルを付加するという。

蔵治部会長

だから要は水質を良くする。

事務局

浄化という言葉を使った根拠としては、第1回の付属資料に添付しましたが、国の水循環白書の中で、健全な水循環の維持又は回復の取組というところに水源涵養機能の維持向上

とあり、水資源の貯留や水質の浄化の機能に加え、洪水を緩和する機能も含めた水源涵養機能を有しているという言葉が載っておりまして、その部分を参考にして抜き出しています。

田中委員がおっしゃるように、水質浄化という部分にプラスして養分をとということは、前回の議論でもお話いただきまして、こちらも重々承知をしておりますので、もし良い表現が今ここで出れば変更することも考えられますが、無いようでしたら、今後、流域水循環計画を策定する際に、このことも含めて考えていくことになると思いますので、そちらの方で議論するという事も考えています。

蔵治部会長

この水循環白書は基本的に林野庁の言葉を全部引用しているので、林野庁が水質浄化という言葉を使うんですね。だから環境省とかの立場だとまた違う言葉遣いかもしれないですよ。

林野庁に合わせると水質浄化になってしまい、私たちは林野庁に合わせる必要はないと思うので、この時点でもう少し良い言葉があれば、変えてもいいかなと思います。

田中委員

そうだと思います。前日も言ったように、この分野の研究は進んでいるようで進んでいないんですよ。

蔵治部会長

難しいんですよ。

田中委員

難しいから、そういうのを包括する何か良い言葉がなかなか出てこない。今までの白書的なものの中にはない。

藤川委員

浄化するではなく、良くするだけでいいんじゃない。「水質をよくする機能を有して」…。そんな簡単な言葉で問題ないですかね。

蔵治部会長

私は良くするでもいいと思います。漠然とはしますけど、浄化するよりはいい。

事務局

良くするでよろしいですか。

田中委員

良くするでもいいよね。

今泉委員

水質を「改善する」では。

蔵治部会長

「改善する」だと、工場の中で何かをやるようなイメージになってしまう。

田中委員

元が悪かったものを良くする感じになる。良くするでいいかも知れない。

蔵治部会長

では、良くするで皆さんいかがでしょうか。オンラインの皆様はいかがでしょうか。

山川委員

いいアイデアは無いんですけど、今オンラインで色々見てますと、そのまま書いてあると
いいですか、「適度な栄養条件にする」ですとか、説明的に書いてあるサイトが多いよう
です。ちょっと長くなってしまいますけれども。

蔵治部会長

できれば単語一つで表したいところですね。

田中委員

そうですね。

蔵治部会長

では、良くするでよろしいですね。もちろん、漠然とした言葉なので、いかようにも取れ
るところがあると思いますけども。

藤川委員

いや、分かればいいんじゃないですか。

蔵治部会長

では、平仮名で「よくする」ということでよろしいですか。では、それで修正をするとい
うことで、ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

藤川委員

審議会の時の資料としてこの案と今までの説明資料が入ってくるのですか。

事務局

今までのもの全てというよりも、ある程度抜粋して、要約した御報告をしていただきたい
と思っております。

前回の審議については、付属資料1にまとめさせていただいています。この中から、さら
に抜粋する形で編集させていただく形になると思います。

蔵治部会長

関連して私から申し上げますと、やはり条例そのものがあって方が分かりやすいと思いま
す。今回の資料の中に条例がないようですが、そもそも何のための条例なのか質問が出るか
もしれませんので。

事務局

はい。ありがとうございます。

蔵治部会長

それでは、お認めするということで改めてよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

蔵治部会長

異議なしと認めますので、以上で水源保全地域の指定についての審議は終了いたします。ありがとうございます。

続きまして、次第の4の報告事項にまいります。事務局から「流域水循環計画策定流域の設定案」及び「今後の予定、その他」の2つについて御説明をお願いいたします。

事務局

それでは、流域水循環計画策定流域の設定案及び今後の予定等について、説明します。

今後、県では流域水循環計画の策定を進めてまいります。資料の順番が前後しますが、先に資料2-2を御覧ください。流域水循環計画は、健全な水循環の保全を図る緊急性が高いと認められる流域から順次作成していきます。まず、河川や地下水の集水域や水利用の状況等の地域特性を考慮して、流域の範囲を設定することとなります。

資料2-1を御覧ください。現在、この流域の範囲の設定のため、県庁内の関係課に対して、県内各地域における流域に関係する課題や施策を調査しています。次のページにある調査票及びその次のページの図面に示す14地域に関して、本調査結果をもとに地域間の課題の関連性等を考慮して、5から10程度の流域に統合していくことを検討しています。

この調査の後、流域の統合案について、委員の皆様からも御意見をいただければと考えております。なお、流域範囲の設定は諮問事項ではないため、あくまでも参考意見としていただくこととなります。

照会は、12月中旬頃を予定しています。御協力のほど、よろしく願いいたします。

最後に、今後の予定についてです。再度、資料2-2を御覧ください。本条例では、健全な水循環の保全を図る緊急性が高いと認められる流域から順次、水循環計画を策定することとなっています。本年度に流域水循環計画の策定流域を設定します。

策定流域の区分が決定した後、策定水源、水量、水質等、水循環に関する指標を流域ごとに収集し、流域の緊急性の高さを調査、検討した上で、計画の策定順を決定します。この作業を1月から進め、令和5年度の9月まで検討を実施します。令和5年度の9月頃に開催される環境審議会で諮問し、水循環保全部会で御審議いただきたいと考えております。

部会は、本年度と同様、2回程度を想定しておりますが、必要に応じて増減する可能性があります。現時点では、12月までに答申し、策定順を決定する予定です。次年度においても、委員の皆様から御意見をいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

以上で、報告事項について説明を終わります。

蔵治部会長

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、御質問等ございますでしょうか。

今泉委員

2つあるのですが、1つは資料2-1の2枚目のA3の紙の関係市町のところで、流域がかかる市町が書かれていると思いますけど、利水をしている市町を含めなくてもいいのかというのが気になりました。特に今、大井川ではリニア工事に伴う水循環の変化が問題にな

っていますが、特に声を上げているのが利水する側の市町だと思うんですね。なので、そのあたりについて考慮をしなくていいのかというのが1つ気になりました。

もう1つは、同じ紙の右側の記載例ですが、水源の保全以外の項目もかなり入っていると思うんですね。項目を見ますと、森林の公益的機能は、水源以外のところも全て含まれていて、さらに、なおかつ地域おこしなども含まれています。

あまり項目を広げ過ぎてしまうと条例の趣旨から離れてしまう危惧があるんですが、そのあたりも少し気になりました。よろしくお願いします。

事務局

ありがとうございます。1点目ですが、今後また市町、関係各課に施策のことを聞いたり、流域範囲の設定の考え方については、先生方の御意見を聞きながら決めていくという中で、大井川利水の関係ですと大井川の筋だけではなく、西の方は袋井まで農業用水として使っているとか、そういったお話かと思いますので、今後範囲を決めていく時に県全体で整理しながら、流域の範囲設定の考え方について整理させていただきたいと思えます。

それと色々な施策といいますが、その地域に関係することをあまり手広くやりすぎると、この条例の趣旨から離れてしまうという御意見ですが、流域水循環計画につきましては、もちろん治水とか利水とか災害とかの視点もありますが、水循環、水に関わる文化的なところなども、この計画の中に位置付けられるものは位置付けたいと思っておりますので、この記載例のようにやや幅広に挙げていただいて、それを全て水循環計画の中に落とし込んでいくかどうかは、また別のこととして、今、各部局や市町に対しては、こんなことが特徴的であるとか重要点であるということ、御意見として出していただけたらどうかと考えています。

今泉委員

分かりました。この記載例に何を書くかで、多分市町も何を書くかが変わってくると思いますので、もしそういった広い範囲を対象としているようでしたら、広い項目を書けばいいと思いますが、もし何か絞りたいようでしたら、絞って書く手法もあると思います。

御説明は分かりました。ありがとうございました。

藤川委員

今、14ある調査地域区分をいくつに分けるのですか。

蔵治部会長

5から10です。

藤川委員

5から10で全部括れるということですか。空白なしで、全部どこかのブロック、地域に入れるという話ですか。

事務局

はい、そういうことです。

藤川委員

それを決めて、その策定順位を決めるということでもいいですか。

事務局

そうです。

蔵治部会長

それで、今泉委員の質問に関連すると、利水範囲を含むのであれば、下流の方では特に重複してかかる部分、二重にかかる部分が出てくる可能性があるということでしょうか。

事務局

重複する部分に関して、区域としては、どこかで線を区切ることになるかと思います。

流域水循環協議会を設置した区分の中で、その隣の所に利水関係者がいるのであれば、その関係者も含めたり、考慮に入れて話し合いを進めていくべきと考えます。

田中委員

なぜ、この資料に書いてある14区分を5つにするのですか。

蔵治部会長

5つから10です。

田中委員

僕がほとんどこの河川整備計画を作ったんですよ。そうしてみると、やはり水循環から流域で回るわけですので5つやそこらに区切ると、結構、流域が分かりにくくなってしまっているのではないですかね。

事務局

5つとか10というのは、めどとしてそのくらいになるのかなと考えているところです。

水循環ということで考える時には、表流水の流れだけではなくて、地下水等も関係してくると思うんですね。そうしますと、表流水は、河川としては分かれています、例えば地下水の流れでは、もう少し広い流れで流域を考えなければいけないこともあるかと思しますので、そういうものを総合的に評価、考慮した上で、流域の範囲は設定していきたいと考えています。

田中委員

地下水まで考えると、見えないからなかなか難しいです。それこそ放射性物質を流してそれを拾って調べるしかない。だから流域区分の方が非常に分かりやすいような感じがしています。

藤川委員

14でいいということですか。

田中委員

そう。14にしても大きくしてます。南伊豆の辺りなどは、それぞれに流域があります。那賀川の流域もあれば、河津川の流域もある。

では、そこは意味が分かったので、地下水的なものも含めてということですので、よく調べられてやってもらえば結構ではないかと思えます。

事務局

はい、ありがとうございます。

蔵治部会長

私から確認です。このA3の表は、現時点では県庁の内部で、いろんな他の部局に記入していただいている段階ですか。市町ではないですね。

事務局

市町ではないです。

蔵治部会長

他にございますか。よろしいですか。それで、この後、委員に諮問ではないけれど、意見を聴取するということですが、それは一人一人個別にということなんでしょうか。どういう形でその意見は聴取されるのでしょうか。

事務局

先生方の御都合にもよるかと思いますが、メールでお尋ねするとか、あるいはウェブ会議形式でお時間を取っていただいておりますが、そんな形で個別にできればなと思っております。集合形式では考えておりません。

蔵治部会長

分りました。他に御質問はありますか。

浅見委員

ちょっとよく分からなかったんですが、この流域水循環計画の計画年はどれくらいなのでしょうか、というのが1点と、書かれる内容ですが、例えば河川整備の方で言いますと、河川整備基本方針レベルなのか、それとも整備計画レベルを目指しているのかというあたりを教えていただけると、ありがたいです。

事務局

計画の目標年は、概ね5年後ぐらいの姿を考えております。

浅見委員

ということは、割と短い、内容としましては、より具体的な内容が書かれるという理解でよろしいですか。

事務局

そうですね。流域水循環協議会を立ち上げて、そこで協議していきながら、具体的な内容については5年とはいえますけれども、将来の少し長いような内容にも入っていくのかなと考えております。

浅見委員

ありがとうございます。

事務局

補足させていただきます。5年に1度、計画の見直しを行うことになっておりまして、定めた指標等についてどのくらい達成できているか、指標を確認しながら、また次の計画、第

2期の計画に更新していくというような流れになっていくかと思います。

蔵治部会長

今のお話は、条例に書いてありますか。

事務局

条例には書いてないです。

蔵治部会長

書いてないですね。

事務局

国の基本計画とか、国から最近、指標の関係で通知が来ている中で、そのような話があります。

蔵治部会長

ただ私、国の方をフォローアップしてる中で、必ずしもそれに従ったものを作れという指示をされてるわけではないと思うので、水循環基本法という法律ができる前から既に先行事例として、流域水循環計画を立てているところがあって、そういうところは独自に10年とか違う形で作ってますので、別に5年に縛られているわけでもないし、例えば、数値目標をどこまで書くかという議論も当然、今後あると思いますが、全然数値目標がないようなものを作ってもいいし、かなりきちっとした数値目標を作って進行管理するというやり方も許されていると思うんですね。だから、それも含めて、多分検討しなければいけないことになると思っています。

浅見委員

先程の説明は分かりました。ありがとうございました。そして、各課に質問される時に、例えば5年に1度なのか、もうちょっと長期のことを目指すのか、あるいは具体的に協議会を立ち上げてといったような内容を踏まえた上で、質問された方がいいかなという気がしました。先程の資料1で掛川市が具体的な回答を求められていたのに、一般的な回答をしてきたということもありますので、市町に質問する時は、より分かりやすい形でされる方がいいかと思います。

事務局

はい。御意見ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりでございます。今回、庁内の照会まではさせていただいているところですが、今後、市町にこうした意見を聞く時には、そのあたり詳しく記載できるところは記載しながら、説明をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

蔵治部会長

他に御質問、御意見等ありますでしょうか。まだ、検討が始まったばかりなので、何とも言えないところはもちろんあると思います。

藤川委員

何とも言えないよね。

蔵治部会長

それでは今後、個別に委員の皆様にご意見聴取されるということなので、その時に思う存分に御意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。そうしましたら、報告事項については以上で終了いたします。進行を事務局にお返しいたします。

事務局

蔵治部会長、ありがとうございました。水源保全地域の指定について、部会としての結論を得ることができました。部会の委員の皆様には改めて感謝申し上げます。今年度の水循環保全部会は今回で終了となります。

なお、先程、事務局から御説明申し上げましたとおり、流域水循環計画の流域区分の策定に関して、今後メール等で意見を照会させていただく予定ですので、御協力くださいますようお願いいたします。

以上をもちまして、静岡県環境審議会第2回水循環保全部会を終了いたします。本日はありがとうございました。